

平成 30 年度予備費予算
被災事業者等販路開拓支援事業(大都市圏における中規模催事向け)
に係る企画運営の業務委託公募要領

1. 事業目的・内容

北海道胆振東部地震からの経済復興に向け、被災地域の中小企業・小規模事業者による地域資源を活用した特産品・土産品、観光商品等の販路の拡大や開拓、販売力の強化、商品の磨き上げを図るため、展示販売会等における効果的なPR手法、顧客層の設定と消費者へのアプローチ手法等の習得し、風評被害の払拭や経営再建を目的とした中小企業・小規模事業者（以下「小規模事業者等」）向けの実践型復興支援事業（展示販売会等）を実施します。

2. 企画選考に付す事項

(1) 契約の名称

平成30年度予備費予算被災事業者等販路開拓支援事業(大都市圏における中規模催事向け)

(2) 業務の内容

① 実践型復興支援における研修の実施運営

本事業では、地域の小規模事業者等が、自身の出展する展示販売会の規模・内容やターゲットとする顧客層に適応して、自社製品のPR手法の習得や商品の磨き上げを行い、経営再建に繋げるための実践型復興支援研修を実施します。

そのため、受託事業者は、以下(ア)(イ)を満たした展示販売会等を開催し、小規模事業者等の出展調整を行っていただきます。展示販売会等においては、小規模事業者等に対し、当該研修で培われたノウハウを基にした展示販売会等を行っていただきます。加えて、受託事業者には、展示販売会等における小規模事業者等の接客対応等を確認のうえ、その評価および即応指導をしていただきます。

(ア) 想定する顧客の属性

- ・首都圏在住で非食品分野に興味関心があつて、価格より質を重視する消費者。
- ・現行の百貨店等の催事でアプローチできていない層の消費者。
- ・自身の関心が強い分野の商品については、催事等にも積極的に立ち寄る。
- ・旅行の際は、定番の観光地やツアールートではなく、着地型観光商品または自身で観光プランを設計することを好む。また、駅構内やバス乗り場付近で見られる中～大規模店舗よりも、地域に点在する雑貨店等を回って土産を選ぶことを好む。

(イ) 想定する展示販売会等の性質と規模

- ・上記(ア)の対象顧客層に対し直接訴求・PRしながら対面販売を実施する。
- ・中規模の催事であること [出展者が50～100者程度(本事業で支援する小規模事業者等以外も含む催事全体の規模を指す)]
- ・各店舗・ブースに出展事業者の方が常駐されている(小規模事業者等による単独の出展が可能な規模であること)。

②小規模事業者等に対する共同作業型OJT研修

本事業に参加する小規模事業者等に対して、上記①で設定した展示販売会等に向けた

伴走型支援、具体的には以下の共同作業型 OJT 研修等を実施していただきます。

なお、当該研修は基本的に受託事業者が実施することとします。

また、共同作業型 OJT 研修及び上記①に記載のある展示販売会等に出展する小規模事業者等については、受託事業者が各地商工会及び商工会議所と連携して募集することとします（最大 15 社程度を想定）。

(ア) 展示販売会等の規模・内容に応じた商品やサービスの選定

受託事業者は、研修への参加を予定する小規模事業者等に対し、上記①で設定した展示販売会等ならびに来場が見込まれる消費者の購買行動の特徴に関する情報を提供します。

情報提供を受けた小規模事業者等は、受託事業者に対し、実際に出品する商品・サービスのリストを提出します。

受託事業者は、同リストを確認のうえ、展示販売会等に適した商品選定やブランディングに関する助言を行うとともに、具体的な対応策（例：持ち帰り用の袋、フライヤー等）について教授していただきます。

(イ) 集客プランの立案

参加事業者は、受託事業者に対し、展示販売会当日の集客プランを提出します。

受託事業者は、同プランを確認のうえ、上記①で設定した展示販売会等や参加事業者のブランド戦略に応じた助言を行います。また、集客プランが小規模事業者等単独では実施困難である場合は、他の事業者との共同実施やアウトソーシング等の対応策について教授していただきます。また、事業実施に係る動画作成等の、集客効果を高めるための取り組みについても実施していただきます。

(ウ) 事業者への助言

事業者への助言にあたっては、その理由を含め伝えるようにし、参加事業者自身が今後の展示会等出展に応用できるよう工夫してください。また、本事業が出展事業者にとり、今後の販路開拓・他催事出展への参考になるよう、来場者に対するアンケート等を実施し、消費者の声や評価を集約のうえ、出展事業者にフィードバックしていただきます。

3. 応募要件

受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件を備えている必要があります。必要条件を満たさない企画書は無効とします。

また、同一の事業について、国（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）の交付を重ねて受けることはできません。

- (1) 日本に拠点を有していること
- (2) 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を事務局との間で直接締結等できる団体であること
- (3) 地域のおかれている現状、本事業の趣旨をよく理解していること
- (4) 当該業務委託に関する事業目標の達成、計画の遂行および事業の継続的な実施に必要な組織、人員、設備および施設を有していること

- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を持ち、資金、設備等について十分な管理能力を有していること
- (6) 事務局が委託するうえで必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること
- (7) 一つの提案者が複数の提案を行ったり、複数の共同提案に参加しないこと
- (8) 事務局から提示された委託契約書に合意すること
- (9) 次の①から④のいずれにも該当しない者であること
 - ①法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ②役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4. 企画選考における審査基準

採択にあたっては、書類審査により、以下の基準にもとづいて総合的な評価を行います。応募書類受付後、必要に応じて事業企画のプレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する場合があります。また、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求める場合があります。

- (1) 企画提案書の内容が次の各号に適合しているか。
 - ①事業の内容が事務局の意図と合致していること
 - ②事業の方法、内容等が優れていること
 - ③事業の経済性が優れていること
 - ④事業の手法およびスケジュールが明確に示されていること
- (2) 提案者に当該委託事業を行う体制が整っているか。
- (3) 提案者の経営基盤が確立しているかどうか。
- (4) 委託事業管理上、事務局の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有しているかどうか。

5. 選考結果の通知

選考結果は、企画提案書の提出者宛に書面にて通知します。

6. 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。

(2) 採択件数

1件とする。

(3) 予算規模

5,000万円(消費税込)程度を予定。

(4) 実施期間

契約締結日から最長で平成31年3月29日(金)までとする。

(5) 納入物

以下の項目について、書面および電子ファイルを保存した電子媒体(CD-R等)で納入すること

① 実績報告書

事業内容、各種アンケート結果等を記載した実績報告書を納入すること

②制作物等

各種アンケート調査票及び調査結果、カタログ、事業者PR動画等の制作物を納入すること

③その他

本事業での成果物を納入すること

(6) 費用の支払い

事業に要した経費は、原則として、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなります。また、事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書等に基づき、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(7) 立案上の留意点

企画の立案にあたっては、本事業の趣旨を理解したうえで、「2.企画選考に付す事項(2)業務の内容」について、具体的な企画内容、効果、効果測定方法などを明示してください。特に、効果的な集客については、手法、見込み人数等を記載してください。

また、見積書(明細含む)は、事業の項目毎に予算額等を積算してください。

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

①以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「被災地域販路開拓復興支援事業に係る応募書類」と記載してください。

- ・(様式1) 公募申請書
- ・(様式2) 暴力団排除に関する誓約書
- ・法人組織概要(パンフレット等)

- ・業務実績および担当者（主たる者）の実績
 - ・業務実施体制
 - ・企画提案書〔6部（正1部、写5部）〕
 - 様式は任意
 - サイズはA4判、左綴じ
 - 採択した際、企画提案書を電子媒体〔ファイル形式(word、pdf等)は任意〕で提出していただく場合があります
 - ・見積書（企画提案書内に記載可）
 - ・提案者となる企業の過去3年分の財務諸表（1部）
- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費・郵送費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の実施するうえでの基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ明示してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- ⑤1申請者につき、1つの提案としてください。
- ⑥部分提案は禁止します。また、提出後の変更は認めません。

(2) 応募書類の提出期限

平成30年10月30日（火）17：00必着

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、郵送または持参により以下に提出してください。

提出先：〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
中小企業庁 小規模企業振興課 宛

※FAXおよび電子メールによる提出は受付しません。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本応募要領をよく読み、書類を作成してください。

(4) 説明会の開催

開催日時：平成30年10月15日（月）14時00分～15時00分

場 所：経済産業省別館10階1031会議室

説明会への参加を希望する方は、「(5) 応募に関する質問の受付及び回答」の受付先へ、電話にて10月12日（金）17時までにご連絡ください。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(5) 応募に関する質問の受付及び回答

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

中小企業庁 小規模企業振興課（担当：竹尾、水野、川島、境）

TEL : 03-3501-2036 / FAX : 03-3501-6989

受付方法 : TEL、FAX (様式自由) にて受け付けます。

(来訪による問合せはお受けできません。)

受付期間 : 平成30年10月30日 (火) までの平日の10時から17時まで